

令和5年度LAN用プリンタの賃貸借及び保守 仕様書

1 業務内容

(1) 契約期間等

- ア 契約期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- イ 調達台数：10式
- ウ 納入場所：別紙3のとおり
- エ 使用環境：一般事務室

(2) 業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとし、本業務に係る経費は特段の断りがない限り、本業務の調達の範囲内とする。

- ア 別紙1の「機器要件」を満たしたプリンタの調達
- イ プリンタの指定場所への設置及び各種設定調整並びに賃貸借期間満了時等の作業
- ウ プリンタの保守

2 目的

北海道農政事務所では、事務所並びに各支局等にLAN用プリンタを設置し、業務の効率化及び行政サービスの向上を図っている。

本LAN用プリンタのうち、平成29年度に導入した機器の賃貸借期間満了に伴う更新を行うものである。

3 作業内容

(1) 調達及び導入

令和5年4月1日から運用できるように、以下に定める調達及び導入作業を実施すること。

- ア 別紙1の「機器要件」及び以下に定めるプリンタを調達すること。
 - ① 納入場所のLANに接続し、起動後、良好な運用ができること。
 - ② プリンタは、出荷・稼働実績があり、十分に高い信頼性を有する標準的な既製品（注）であること。

（注）「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。

なお、提案時において未だ市販化されていない機器等を含める場合には、一般

市場において販売されている機器と同等に高い信頼性があること及び納入期限までに納品できることを証明するとともに、当該機器等の性能等も具体的に提示すること。

イ 以下の導入作業を実施すること

- ① 設置場所において、設置場所担当者の指示に従い、ネットワーク使用環境のプリンタドライバを指定のサーバーにインストールすること。
- ② 設置場所において、設置場所担当者の指示に従い、プリンタを指定の場所に設置すること。

なお、設置場所へのLANケーブルの敷設は、設置場所担当者が行う。

(2) 撤去及びデータ消去

ア 契約期間満了又は解除により契約が終了した場合は、機器等の撤去を行うこと。

なお、機器等を撤去する際の費用（以下イの作業費用を含む。）については、受注者側の負担とする。

イ 機器等を撤去する場合は、ハードディスク内及びシステムメモリ内等のデータを復元できないよう完全に消去し、その作業者、作業内容等を記した証明書を提出すること。

なお、データの消去方法は、撤去時において信頼性が高い方法として広く認められている方法のうち、北海道農政事務所が了承した方法により行うこと。

(3) 保守

別紙2「保守業務に関する仕様」に基づき、保守を実施すること。

4 その他

(1) 本業務に係る詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、北海道農政事務所と協議すること。

(2) 本仕様書について疑義のある場合は、「LAN用プリンタの賃貸借及び保守業務に関する質問書」（様式任意）を作成し提出すること。

なお、質問に対する回答は、適宜行う。

別紙 1

機器要件

カラープリンタ導入に関する基本仕様（規格）を以下に記載する。

- 1 方式
LED又はレーザー方式
- 2 連続プリント速度
モノクロ、フルカラーとも50枚/分（A4横）以上であること。
- 3 ファーストプリント
モノクロ、フルカラーとも10秒以下であること。
- 4 ウォームアップタイム
電源投入時60秒以下であること。
- 5 解像度
1,200×1,200dpi以上であること。
- 6 階調
各色256階調、1670万色
- 7 変倍率
25%～400%
- 8 用紙サイズ等
以下の用紙の使用が可能であること。また、手差しトレイを有すること。
 - (1) サイズ
はがきサイズ、A5判、B5判、A4判、B4判、A3判
 - (2) 用紙厚
64～220 g/m²の範囲の用紙が使用可能であること。
- 9 給紙量
1,500枚以上の給紙が可能であること（手差しトレイは除く。オプショントレイ含む）。
また、常時3種類以上の用紙サイズが利用できる（手差しトレイは除く。）こと。
- 10 排紙量
400枚以上の排紙が可能であること（オプションを含む）。

- 11 両面印刷
両面印刷が可能であること（オプションを含む）。
- 12 インターフェース
イーサネット100BASE-TX/10BASE-T、USB2.0に対応していること（オプションを含む）。
- 13 対応プロトコル
TCP/IPに対応していること。
- 14 対応OS
Windows 10に対応していること。
- 15 耐久性
150万ページ以上又は5年以上の耐久性（カタログスペック）を有していること。
- 16 電源
AC100V、50Hzに対応していること。
- 17 消費電力
最大消費電力が1,500W以下であること。
- 18 関連規格等
 - (1) グリーン購入法に適合していること。
 - (2) 国際エネルギースタープログラムに適合していること。
 - (3) V C C I クラスB情報技術装置に適合していること。
- 19 フィニッシャー【装着台数 1台 別紙3のとおり】
ステープルは1か所止め、2か所止め、中とじが可能であること。
- 20 メモリー
512MB以上のメモリーを搭載すること。（オプション可）
- 21 キャスター付きであること。
- 22 その他
 - (1) ネットワーク上で使用するプリンタードライバ（最新のもの）が付属していること。
なお、ドライバーのインストールに当たっては、事前に担当者と打合せを行うこと。
 - (2) 日本語の使用説明書が1台につき1部付属していること。

別紙 2

保守業務に関する仕様

別紙 1 の仕様・規格に基づき導入したプリンタの保守に関する仕様を記載する。

1 保守基本事項

(1) 保守範囲

通常使用上起こりうる故障修理に関する保守を本契約範囲とし、定期交換部品（トナー、感光体ユニット及び廃トナーボックスは除く。）を含むものとする。

(2) 保守受付日程

月～金（土日、祝祭日及び年末年始期間を除く）

(3) 保守受付時間

業務を円滑に遂行する観点から、平日12：00までに受け付けた障害に対しては、当日訪問保守が可能であること。

(4) 保守受付対応

受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。

(5) 保守管理番号等表示

保守連絡先及び一意の管理番号を表示したシール等を当該機器に貼付すること。

(6) 点検整備

必要に応じて点検整備を実施すること。

点検整備を行う場合は、事前に各機器設置場所担当者に連絡し、許可を得ること。

(7) ドライバーのバージョンアップ等

バグあるいはセキュリティ上の問題により、ドライバーがアップデートされた場合は、速やかに北海道農政事務所の担当者に連絡すること。

2 保守詳細条項

(1) 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。

(2) 故障等の発生が予測される場合は、未然に防止する措置を実施すること。

(3) 故障修理の際に部品及び消耗品の交換が必要となった場合は、機器設置場所担当者に申し出るとともに、指示を受けること。

(4) 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定がとれている部材を使用すること。

(5) 以下の場合については、本契約の対象外とする。

ア 天災、地変等保守業者の責に期すことができない原因により生じた故障修理の場合。

イ 使用者の故意または過失により生じた故障修理の場合。

3 保守体制

(1) 製造元メーカーの保守実施店としての登録があること。

なお、製造元メーカー及び関連会社が保守業務を請け負う場合は、この限りではない。

(2) 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。

(3) 保守員は、機器を常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。

(4) 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

4 保守実施報告

(1) 点検及び故障修理の実施に当たっては、作業開始及び終了時に設置場所担当者に速やかに報告すること。

(2) 作業終了後に設置場所担当者に対して、任意の報告書を提出すること。

5 安全の確保

(1) 機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

(2) 保守作業に当たって知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏えいまたは、他の目的使用するなどしてはならない。

別紙3 令和5年度LAN用プリンタの賃貸借及び保守

設置場所	所在地	台数	内 訳	
			フィニッシャー付き	フィニッシャーなし
本 所	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号エムズ南22条ビル第2ビル 2階 企画調整室 3階 米穀流通・食品表示監視課 5階 札幌地域拠点	3	1	2
白石庁舎	札幌市白石区平和通2丁目北5-10 2階	2		2
旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川地方合同庁舎 5階	3		3
帯広地域拠点	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎 3階	1		1
北見地域拠点	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 3階	1		1
計10台			1	9